

死刑制度の存廃をめぐる議論と 仏教の立場について

岡 田 真 水

はじめに

2018年、全日本仏教会は、社会・人権審議会で「死刑制度廃止について宗教者はいのちの尊厳と人権的見地からどのようにとらえるか」についての論議をはじめました。この会議は2019年10月29日で第8回目を迎えます。

本宗からは、日蓮宗現代宗教研究所の三原正資所長が審議委員として参加しておいでで、わたくしは第3回審議会から学識経験者として委員に加わるようになりました。そのほか、長谷川正浩弁護士（全日本仏教会顧問弁護士）がオブザーバとして毎回出席されています。

このたび全日仏の審議会が、11月の理事長答申に向かって、まとめの段階に入りましたので、本日は審議会での議論をふまえながら、死刑制度存廃について私見を述べるということで特別発表をお引き受けいたしました。いのちに合掌の日蓮宗はいかに考え、行動するかをお考えいただく一助になればと存じます。

1. このたびの死刑制度存廃議論の背景

それではまず全日仏で死刑制度の議論が始まった背景についてお話しします。

★ 京都 kongress 2020

2020年はオリンピックが東京で開催される年ですが、その前に、京都で国連の大きな司法関係の国際会議が行われることになっています（「京都 kongress」^①）。これまで日本政府は、国連から再三再四、死刑制度廃止に向けて前向きに検討するべきであると勧告を受けながら^②国民世論を理由に、常に

勧告を拒否してきたので、このままでは会議の場で我が国の死刑制度の存在について厳しく問われることが予想されます。

日本弁護士連合会（以下 日弁連）は、すでに2016年10月7日「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、そこで2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであるとしています。

★ 2018年オウム真理教死刑囚13人の刑死

これまで、日本の宗教界で、死刑制度に対する見解を表明したものとしては、1982年日本基督教団（プロテスタント）が「人の生命は神が与え給うものであって、人間がこれを左右することは許されるべきではない」として発表した「死刑制度の廃止を訴える声明」があります。

仏教界では、1999年に天台宗が「死刑制度について」^③を発表しており、ここでは、社会環境の整備と法制度の改革を前提に、死刑制度は宗教者の立場として認めるわけにはいかないということが明言されていました。

しかしそのような国内外の動きとは裏腹に、我が国は2018年には、15件の死刑執行があり、世界で8番目（執行数が公表されていない中国は除かれている）に死刑執行人数の多い国となりました。これがオウム真理教の教祖を含む元幹部13人の死刑執行であったため、死刑制度存置・廃止に対する宗教界の見解が問われる事態となってきました。

これを受けて、オウム真理教教祖と元幹部7人の刑が執行された7月6日、カトリック中央協議会が、「いのちを尊重するがゆえに殺人の罪を悪とする国家が、死刑を認めることに矛盾を感じる」として「2018年7月6日の死刑執行に対する抗議声明」を出し、9日には真宗大谷派が、「死刑執行の停止、死刑廃止を求める声明」を発表しました。

同年12月には、わたくしも理事をしております宗教者の超宗派会議「現代における宗教の役割研究会（コルモス、大谷光真会長）」において「なぜいのちを軽んじてはいけないのか—宗教と死刑—」をテーマに討議がなされました。

全日仏の社会・人権審議会で「死刑制度廃止について宗教者はいのちの尊厳

と人権的見地からどのようにとらえるか」が話し合われた背景にはこのような社会の動きがあります。

2. これまでの全日仏社会・人権審議会の合意事項と考慮すべき事項

以下審議会で出ている議論のポイントを取り上げ、わたくしの調査研究を付します。

★ 審議会の基本的な立場

第7回の審議会では、全日本仏教会として見解・答申を出すにあたり、先ず**仏教者として死刑制度はよくないという姿勢を基本とすること**で合意が得られています。お釈迦様が示された「殺してはならない。人をして殺さしめてはならない」の仏教の原理からすると、いかなる殺人も認めることは出来ない、というのが審議会の基本的な立場です。

実はわたくし自身、この審議会に参加するまでは、日本の死刑に関する秘匿性のゆえに死刑執行の現実を全く知らず、死刑は「国家による市民殺害という刑罰である」という認識もありませんでした。また、死刑肯定派（国家は法のもとに市民を殺害する権利を持つと考える）と、死刑制度存置派（死刑は「良いとは思わないが」やむを得ない制度であると考ええるものも含む）があることも理解しておらず、ただ漠然と、殺生はいけませんが、社会の安定のために死刑制度は必要悪だろうと考えていました。今思えば、カントがDie Metaphysik der Sitten（『人倫の形而上学』）で“Hat er aber gemordet, so muß er sterben（人を殺害したのであれば、死ななくてはならない）、”と述べたのに近い、非常に素朴な応報観念からきていたようです。しかし、カントも、人を殺したら殺されなければならない、とは言っていない。殺生の応報が、死刑という刑罰を受けることであると決まっているわけではないということに、当初わたくしは気づいていなかったというわけです。

死刑制度を是とする人々がその理由としてあげるものに、死刑の犯罪抑止効果がありますが、アメリカでも日本でも効果はないという研究がでています

(Daniel S. Nagin, 2012)。附属池田小事件の宅間守らのごとく、死刑になりたくて殺人を犯すものもありますし。

そのほか、社会の安全を守るための犯罪予防として、あるいは犯罪の償いのため、ということが死刑制度存置の理由となっていますが、これらは自由刑（自由を奪う刑罰）の終身刑でも実現可能なことで、死刑は過剰な刑罰です（cf. 森、2015：059）。

犯罪抑止効果、犯罪予防、罪の償いよりさらに多くのひとが意識調査で死刑制度存置の理由としてあげたのが、死刑がなければ被害者およびその関係者の気持ちが収まらないということでした。この「応報刑罰」についての審議会での議論からお話ししましょう。

★ 応報観念

「国民の意識調査では、死刑制度存置を支持する人が大半であるというが、このような国民の応報観念は「自業自得」「因果応報」など古来からの仏教の影響によるものと考えられ、仏教界にも責任がある。」

まず、死刑制度存置を支持する人が大半であるとされる「国民の意識調査」について述べておきます。ここで「意識調査」と言われているのは、先に、1. 京都コンGRESS2020で述べた、日本政府が国連の勧告を拒否する理由に用いる「国民世論」と同じです。これは1956年から5年おきに行われている内閣府の調査で、直近は 2014年11月に行われた「基本的法制度に関する世論調査」の「2. 死刑制度に対する意識」^④です。

「死刑制度存置を支持する人が大半」というのは、無作為に抽出された3,000人のうち、有効回収数1,826人中の80.3%が「死刑もやむを得ない」と答えたことを指しています。この調査では、「死刑は廃止すべきである」としたのは9.7%で、死刑は「廃止する方がよい」は37.7%にとどまり、「廃止しない方がよい」（存置）が51.5%と過半数を占めたとされています。

しかし、「性・年齢層・都市規模別の回収率に大きな差異があり、回収標本は、国民の縮図とは言い難い。」（日本弁護士連合会「死刑制度に関する政府世

論調査に対する意見書」2018年（平成30）6月14日）という意見もあることに注意する必要があります。

この世論調査で、「死刑制度を存置する理由」の第1は「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」で53.4%、第2は「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」で52.9%でした^⑤。

すなわち、被害者およびその家族の「復讐心」を満足させる、あるいは、命を奪ったものは命を奪われる、という応報観念が死刑制度存置の第1の理由であるというわけです。

このような日本の応報観念に関して、ジョンソンは次のように述べています：

「日本における死刑支持の世論が、復讐や償いの感情からくるものであるということである。つまり凶悪な犯罪者の一部は死に値するという信念であり、理性や証拠に基づいた信念というよりも感情や直感からくる思いである。」
(Johnson、2019：144)

これに対して、我々仏教者は答える責任があると考えられます。

被害者には当然そのような思いがあるだろう、と理解を寄せながら、しかし、仏教界は、応報感情を無条件に認容するわけにはいきません。仏教者は、そのような応報感情を持つ被害者の悲しみに寄り添いながら、応報観念をもつ者をケアしなければならない立場にあります。

なぜなら、Dhammapada『法句経』5偈の「怨みを持って怨みは消えず」や伝教大師最澄の言葉：「怨みを以て怨みに報ぜば、怨み止まず。徳を以て怨みに報ぜば、怨みは即ち尽く^⑥」のように、復讐心を捨てることが心の平安を得る道である、と説き、それを人々に覚らしめるよう努めるのが仏教の立場だからです。

本宗においてはなおさらです。宗祖は「是は兩度の御勘氣、遠國に流罪せられ、龍口の頸の座、頭の疵等、其外惡口せられ、弟子等を流罪せられ、籠^{ろう}に入れられ、檀那の所領を取られ、御内を出されし（二度も国難王難に値い遠國に

流罪され、龍の口では頸をはねられようとし、小松原では、頭に刀傷を受けるなど刃杖の難に値い、そのほかにも悪口を重ねられ、自分だけではなく弟子らまで流罪に処せられ、牢に入れられたり、檀信徒にまで迫害の手が及び、所領を取り上げられて他所へ放逐された)」（『如説修行鈔』文永十（1273）定遺736頁）という目に遭いながら、一度たりともこちらから怨敵に仕返しをしようという心を起こされたことはありませんでした。

審議会では、「**仏教界が取り組むべき犯罪被害者への支援**」ということも論点ポイントとなっており、復讐心を捨て、心の平安を得ることを宗教者が助けるとすることは、この点でも重要であると思われます。

同時に、「**被害者が加害者への極度な応報意識を持つことに対して諫めそのような感情を和らげるよう努めることも必要である**」という別の論点ポイントにも通じます。

【参考】古代インドの刑法と聖書の「復讐観」

- ・ 仏教一般からさらに、古代インドの刑法を見れば、「ヒンドゥー刑法思想には応報観念がなく」（白井、1985：p.38）、人々が「怒りを罪人にぶつけ、罪人に応報的に害悪を加えることは認められていない」（ibid. p.20）。また「贖罪」（罪人が自らの罪を認め、神々の前で自覚的・自発的に行う苦行）が重要視された（ibid. p.24ff）。
- ・ 一方キリスト教では、復讐そのものが否定されているのではなく、それは神の仕事であると認識されています。

「愛する人たち、自分で復讐せず、神の怒りに任せなさい。『復讐はわたしのすること、わたしが報復する』と主はいわれる」と書いてあります『新約聖書』『ローマの信徒への手紙』第19節

★ 死刑執行の秘匿性

「**密室的に隠された死刑制度は国民の課題としては議論になり得ていない。**」

国民のほとんどは、死刑がどこでどのように執行されるのかを知りません。日本での死刑執行方法は、絞首刑しか用いられていないのに、電気椅子だと思

っている人も少なくありません。拘置所見学に行っても、決して死刑囚に関する情報は得られませんし、どのような設備で死刑が行われるのか見ることはできません。

日本の死刑執行の密行性は、他国とは比べものにならないくらい極端であると言われます。これについてはデイビッド・T・ジョンソンの本の「第3章 国が隠れて殺す時」、「第6章 死刑と民主主義」に詳しい議論があります(Johnson、2019 pp.53-82；pp.148f.)。

★ 冤罪の危険

「人が人を裁くことにおいて、100%冤罪を防ぐことは不可能である。冤罪の人を死刑を執行してしまえば取り返しがつかない。」

ヨーロッパの国々で死刑が廃止されるようになったきっかけは、国民の世論がそうあったからではなく、国の主導者たちが冤罪事件を重く見たからでした(Barry, 2017：556)。

旧西ドイツには1951-1964年のあいだに1,415件の冤罪があったという研究があります。1年間に101件という数字です。日本ではどのくらい冤罪があったのかということはまったく不明です。まともな研究やデータベースがまったくないのだそうです(Johnson、2019：95)。

刑罰論を論じた『大薩遮尼乾子所説經』(以下『大薩遮經』)卷四王論品第五之二には、法を行う王は、命を断つ(死刑)や感覚器官を破壊する(身体刑)は行わない。もし、死刑や身体刑を処すと、一旦行ってしまうと、もう後で取り返しがつかない、とあります^⑦。

なお、冤罪に関してはJohnson、2019：83-109「第4章 冤罪と否定の文化」に具体的な議論があります。

★ 終身刑にも更生の可能性あり

仏教界では、僧侶や檀信徒が刑務所・拘置所において教誨師や篤志面接委員として矯正教化活動にあたっています。「本来の矯正教化とは、罪を犯した人が心から内省し罪を償い、社会のために更生していくための支援をするもので

あって、死刑囚に対して生を諦めさせるための機能ではない」という意見がありました。

また、死刑の代わりに終身刑を科するならば、一生刑務所で暮らす中での更生がありうるのかという問いにたいしては、「**刑務施設にいながらでも社会への貢献はできるはずであり、更生はあり得る**」という答えをうかがいました。

本宗の立場から、罪を犯したものの更生の可能性について考えてみれば、まず、法華経は更生を保証する經典であるといえましょう。五逆の悪人提婆へ授記がされます。それに対し、阿弥陀は更生を認めない仏と言えなくもありません。阿弥陀の本願中もっとも重視される（王本願）第十八願は、至心に信じ、極楽に往生したいと思うすべての衆生を救おうというのですが、但書がついていて、「五逆と謗法を除く」とあります^⑧。

一方我らの宗祖は、提婆達多にそそのかされて父王を幽閉して命を落とさせた阿闍世王に対してもこのような言葉を残しています：

「阿闍世王は仏の御怨あだなりしが、耆婆大臣の御すゝめによて、法華経を御信じありて代よを持ち給ふ。（阿闍世王は釈尊に敵対したが、耆婆大臣の勧めで法華経を信仰して天下を治めた）」『340四条金吾殿御返事』弘安二（1279）定遺1666頁

さらに、古河良皓上人は、「小罪なれども、懺悔せざれば惡道をまぬかれず。大逆なれども、懺悔すれば罪きへぬ（小さな罪でも悔い改めなければ必ず惡道に堕ちますが、大きな罪を犯した人でも悔い改めればその罪は消えます。）」（『光日房御書』建治二（1276）定遺1159頁）を引かれて「宗教者は、受刑者に対する教誨や犯罪をした人への更生保護にもっと力を注ぐべきだと考える」と述べていらっしやいます（2010.11.6宗教学学会 於青山大学）。

★ 「二法相違」^⑨

「国家においても、殺人を刑法でも重罪とするなど厳しく禁じているにも関わらず、国家による殺人とも云える死刑があることは矛盾している。」という意見が出されました。

おわりに

現在先進的な民主主義国家の中で死刑を存置し、定期的に死刑執行を行っているのは、日本とアメリカのみであります (Johnson, 2019 : p.6)。アムネスティインターナショナルによれば、2018年、国連加盟193 カ国中、90%の174 カ国で死刑の執行がなく、執行があったのは19カ国でした (「2018 の死刑判決と死刑執行」(2019年 5 月29日更新))

https://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/statistics_DP_2019.pdf。

日本では、殺人事件のうち死刑を言い渡されるものは1 %に満たないし、刑法犯に殺人事件が占める割合は0.1%にすぎません (ibid : p.162)。日本の殺人率は1950年代以降に80%以上も減少しています (ibid : p.16)。それでも日本政府が、自ら行った世論調査で国民の8割^⑧が死刑制度の存続を望んでいるとして、死刑制度の廃止を受け入れないというのは問題であると言わざるをえません。

当初は、死刑という刑罰について仏教者として認容できないという意識はありながら、死刑制度についてはやむを得ないという意識を持っていたわたくしでしたが、審議会で、実際に教誨師、元刑務官、被害者支援をしている方などの話をうかがい、東京拘置所を見学し、死刑制度存廃に関する書物を紐解き、刑罰論に関して学び、仏典や遺文を読み進めるうちに、日本の死刑制度に関して、特にその根底にある応報観念について宗教者が真摯に向かい合い議論し、社会に対して発信してゆくことの重要性を痛感するようになったということを報告申し上げて、特別発表をおわります。

質疑応答

Q 1. 問題になった「国民の意識調査」だが、以前教区で死刑制度を考える会をした時、出席者に対して、死刑制度存置派は手を上げてくれるよう促したら、8割が手が上がった。意外に信用できる数字ではないだろうか。

- A 1. 確かにサンプル数は少ないとはいえ、1956年から5年おきに、継続してほぼ同じ調査をしているということは、それなりに信頼性がある調査だとも言える。ただ、設問の作り方に問題があるわけではなく、誘導的であるという批判もあることに注意する必要がある。
- Q 2. ヨーロッパは確かに多くの国が死刑制度を廃止したが、事件現場で犯人を直ちに射殺することが増えたように思う。死刑を廃止したと関係があるのではないか。
- A 2. アメリカでも「逮捕、裁判という手順を踏まず」事件現場で射殺することとはしばしば起こっている。死刑制度廃止との関連についての調査研究がないので確かなことは言えないが、警備する側が、凶悪化する犯罪から自分の身を守るためと、被害の拡大を恐れる気持ちが強いために起こっていることではないのだろうか。
- Q 3. 「更正」というのは「社会復帰」を目指すということである。（その根底にあるのは、罪を犯すのは、それを犯させた社会に責任があるという思想である。）終身刑ではもう社会復帰の可能性はない。
- A 3. 「更正」に関する受け止め方に違いがあると言わざるを得ない。受刑者が自らの犯した罪を悔い、六根清浄を目指した行いをして贖罪をするということも「更正」であると考えれば、終身刑でもそれはありうる。
- Q 4. 応報観念は仏教由来であるという話があったが、我が国は仏教思想に基づいて250年死刑が執行されなかったという歴史を持っている。
- A 4. 国民の8割が応報観念に基づいて死刑制度廃止を願わないということには仏教界も責任がある、ということは審議会で出た意見を紹介したものである。少なくとも、世間一般にそのように解釈されている可能性がある。業と果報、因縁については誤解のないよう説く必要があるだろう。
- Q 5. 日蓮聖人が日像上人にあたえられた「玄旨伝法本尊」に書かれた方便品のことば「今此三界 皆是我有 其中衆生 悉是吾子」、これを今一度深く考えてみる時ではないか。すべてのものが仏の子なら、死刑制度など必

要なくなる。

A 5. ちょうど今週「玄旨伝法本尊」を拝見してきたところ。岡山で日蓮展が行われていて、妙顕寺からこのお曼荼羅を出品していただいた。近しくこれを拝見して、自分もそのように考えていたところである。日蓮宗こそ、死刑制度廃止について大いに議論して考えていかなければならないのではないか。

『大薩遮尼乾子所説經』(No. 272 菩提留支訳 508-535問) 王論論第五之二
T9.332c-337a

参考文献

- 萱野 稔人 2017 『死刑 その哲学的考察』(ちくま新書)
- 白井 駿 1990 『古代インドの刑事法制』白順社
- － 1985 『古代インドの刑法思想』白順社
- 杉木 恒彦 2019 「死刑など重刑をめぐるインド仏教の諸見解」(印度学仏教学会第70回学術大会2019年9月7日花園大学での口頭発表の配布資料)
- － 2018 「インド大乘仏教經典に見られる刑罰・戦争論——十善はどのように王政として展開されるのか」『東洋学術研究』57-2、267-244=(2)-(25)
- 坂本 敏夫 2006 『文刑務官が明かす死刑のすべて』文春文庫(2003初版 日本文芸社)
- 中村 元 1959 『宗教と社会倫理』岩波書店(第7章第5節 治安・司法と国防問題 pp.372-383 ; p.352)
- 日本弁護士連合会編 2017 『死刑廃止と拘禁刑の改革を考える～寛容と共生の社会をめざして～』緑風出版
- 一橋 文哉 2018 『オウム真理教事件とは何だったのか? 麻原彰晃の正体と封印された闇社会』(PHP新書)
- 森 炎 2015 『死刑肯定論』(ちくま新書)

- BARRY, Kevin M., "The Law of Abolition", *Journal of Criminal Law & Criminology*, Fall 2017, p.556
- COLLINS, Steven, 1998, *Nirvana and Other Buddhist Felicities* (Cambridge Studies in Religious Traditions 12) , Cambridge University Press; (New 版 1998/5/13 ; Paperback 版 2006/11/2)
- NAGIN, Daniel S. and PEPPER, John V., editors; Committee on Deterrence and the Death Penalty, 2012, *Deterrence and the Death Penalty*, National Academies Press.
- JOHNSON, David T., 2019『アメリカ人の見た日本の死刑』(岩波新書 1778)
- KANT, Immanuel, [1797] 1914, *Die Metaphysik der Sitten*. Kindle
- ZIMMERMANN, Michael, 2006, Only a Fool Becomes a King Buddhist Stances on Punishment, *Buddhism and Violence*, Lumbini International Research Institute, 213-24

-
- ① 国連犯罪防止刑事司法会議 (Congress on Crime Prevention and Criminal Justice)。これは国連における刑事関係で一番大きな会議で、犯罪防止と刑事司法に関する国連の課題と基準を設定するもの。日本での開催は50年ぶりとなる。
 - ② 国連の自由規約委員会から1993、1998、2008、2014年に、拷問禁止委員会から2007、2013年、人権理事会から2008、2012、2017年に死刑の執行停止や死刑制度の廃止を勧告されている。
 - ③ 天台宗死刑制度に関する特別委員会、1999年3月31日「天台の主張 死刑制度について」『天台宗』公式HP、<http://www.tendai.or.jp/shuchou/02.php> で読める。
 - ④ 内閣府 (2015年1月26日更新) <https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/2-2.html>
 - ⑤ 「死刑制度に関して、「死刑もやむを得ない」と答えた者 (1,467人) に、その理由を聞いたところ、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」を挙げた者の割合が53.4%、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」を挙げた者の割合が52.9%などの順となっている。(複数回答、上位2項目) 年齢

別に見ると、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」を挙げた者の割合は70歳以上で高くなっている。」

- ⑥ 以怨報怨怨不止。以德報怨怨即盡。（『傳述一心戒文卷上』 光定撰（伝教大師最澄の問書）大正大藏經（以下T）74.636c9-10。なお「以德報怨」は、別のコンテキストで『論語』憲問篇 第十四の三十六に出る。
- ⑦ 法行王。不行斷命不壞諸根。何以故。此事難故。若斷其命割截諸根。一作已後不可收（宋元明版は「収」が「救」）故。T9.336c1-3
- ⑧ 「設我得佛。十方衆生至心信樂。欲生我國乃至十念。若不生者不取正覺。唯除五逆誹謗正法」『無量壽經』 T12.268a26f-28
- ⑨ 「二法相違」というのは『大薩遮尼乾子所說經』にでてくる術語（王言。「大師。行法行王。：云何如是苦他衆生。繫閉打縛驅擯他方。而復說言。有慈悲心。二法相違」 T9.333b27-29）。王が慈悲心をもって、犯罪者を厳しく罰するというのは「二法相違」ではないか、というように使われていて、文脈がことなるが、二つの矛盾する法が併置されているという意味でこの語を見出しにつかった。
- ⑩ 2009年実施の内閣府世論調査では死刑制度賛成は85.6%だったが、追実施されたNHKの世論調査では57%であった。オウム真理教死刑執行直後の2018年のNHKの月例調査でも死刑制度を存続すべきは57.9%、廃止すべきは6.5%、どちらとも言えない28.5%、わからない7.1%だった。<https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/political/pdf/y201808.pdf>